

社会福祉法人鳥取こども学園 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによりすべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年7月1日～令和10年3月31日まで

2. 内容

(次世代育成支援対策推進法)

目標1：男性職員の育児休業等の取得を2名以上とする。

対策 令和7年7月～ 育児休業に関する制度の周知を図り、対象職員を把握した際には丁寧な説明を行い、取得者の確保を目指す

目標2：職員一人当たりの月平均超勤時間を3時間以内とする。

対策 令和7年7月～ 各部署における超勤時間の分析
令和7年10月～ 削減に向け業務の見直し、効率化の検討
令和8年1月～ 職員への周知、削減に向けた声掛け等

(女性活躍推進法)

目標：管理職に占める女性割合を6割まで引き上げる。

対策 令和7年7月～ 対象者となる職員に対し研修を実施